行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記２．に従って手数料（又は利用料）を納付の上、個人情報の保護に関する法律施行規則第59条第１項各号に掲げる書類を　年　月　日（必着）までに提出してください。

２．手数料（又は利用料）

⑴　納付すべき手数料（又は利用料）の額

⑵　手数料（又は利用料）の納付方法

⑶　手数料（又は利用料）の納付期限

３．行政機関等匿名加工情報の提供の方法

４．その他

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第十（第五十九条第一項関係）　［新設］

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書

（第一面（行政機関に対して申し込む場合））

年　月　日

（行政機関の長等）　殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の団体にあっては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

（ふりがな）

氏　名（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）